

新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会 ご説明資料

2023年1月6日

一般社団法人全国信用金庫協会
(浜松いわた信用金庫)

I. 浜松いわた信用金庫における取組み

1. 浜松いわた信用金庫の概要について



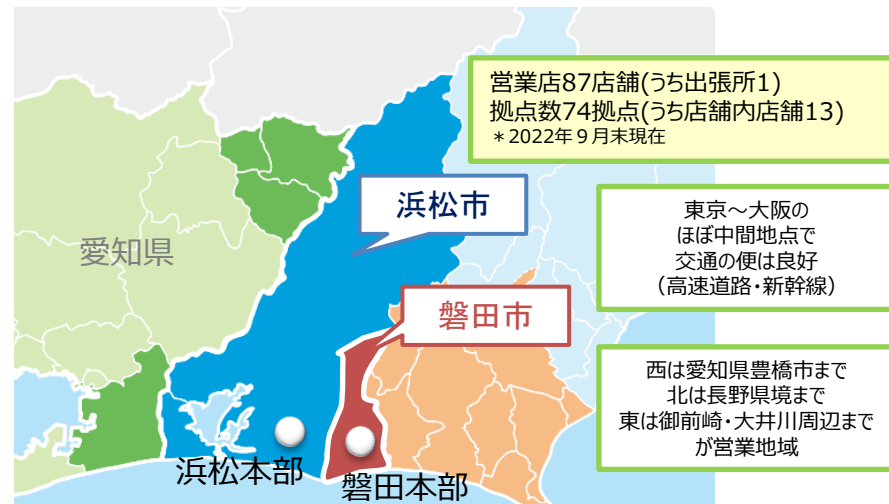
金庫概況



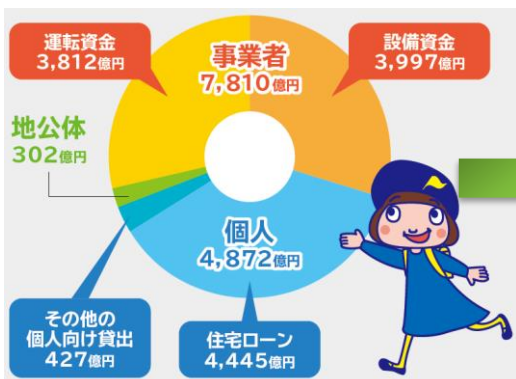
- 営業地域：静岡県西部及び愛知県東部の一部
- 創立：1950（昭和25）年
- 預金残高：2兆7,469億円（2022.9末）
- 貸出金残高：1兆3,137億円（2022.9末）
- 役職員数：1,774名（2022.9末、単体）
- 自己資本比率：13.57%（2022.9末、単体）
- 静岡県内シェア：およそ7%（※）

※ 金融ジャーナル（金融ジャーナル社）より
静岡県西部地域に限れば、シェアは35～40%程度と思われる（当金庫における試算）

主な営業地域



貸出金の状況（2022.3末現在）

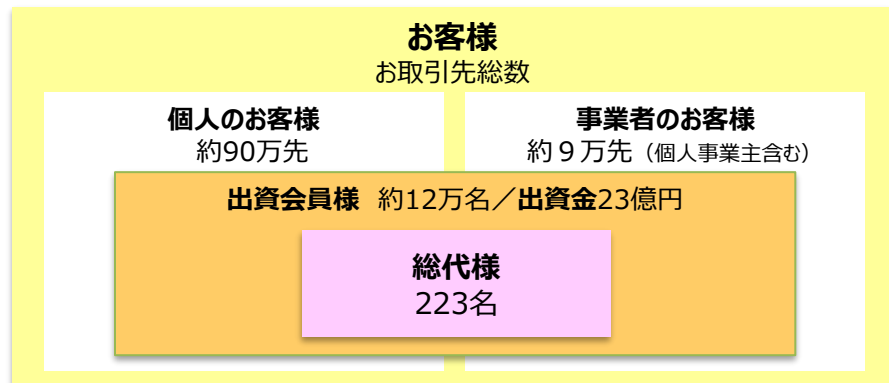


2022.3末現在

- 事業者向け貸出金の主な内訳
- 製造業：13.8%
 - 建設業：5.8%
 - 卸売業・小売業：7.5%
 - 不動産業：16.5%
 - 医療・福祉：4.1% 等

◆ 主要産業である製造業を中心に、幅広い業種のお客様に資金を供給しています

出資会員及び総代の状況



2022.3現在

I. 浜松いわた信用金庫における取組み

2. 業務協力契約の締結について

2004年1月21日

浜松信用金庫と商工中金の業務協力の締結

地域における中小企業に係る金融の円滑化等を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的として、その業務特性を活かして業務協力を行います。

<業務協力の主な内容>

- ① 地域経済活性化に関する情報交換・協調
- ② 新分野進出・新事業展開に関する情報交換・協調
- ③ 新たな金融手法に関する情報交換・協調
- ④ 事業再生・再建に関する情報交換・協調

2021年2月25日

浜松いわた信用金庫と商工中金の「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」締結

本契約により、地域産業や雇用を担う中小企業に対して、事業再生や経営改善支援の分野で両機関の連携を一層深め、協調して中小企業の企業価値向上をサポートしていきます。

浜松いわた信用金庫と商工中金は、事業再生や経営改善支援をはじめとした各種ソリューションの提供により、地域の中小企業の持続的成長を積極的にサポートしてまいります。

<業務連携・協力の主な内容>

- ① お取引先中小企業の経営改善計画または事業再生計画の策定支援
- ② DDS・DES等、多様な再生手法にかかる情報交換・協調対応
- ③ 経営改善計画を実行するために必要な資金ニーズに係る協調融資
- ④ 経営改善計画を実行するために必要な本業支援等に係る情報交換や協調支援

I. 浜松いわた信用金庫における取組み

3. 連携事例 ～①シンジケートローン案件～

商工中金との共同主幹事案件（2021年9月）

新たに霊園を開業する公益財団法人に対し、総額9億5,000万円のシンジケートローンを組成

シンジケートローン概要

組成金額	9億5,000万円（コミット型タームローン）		
共同アレンジャー	浜松いわた信用金庫	5億円	
共同アレンジャー兼エージェント	商工中金	1億円	
参加金融機関	遠州信用金庫	2.5億円	愛知銀行 1億円
契約締結日	2021年9月9日		



同法人は、浜松市の公共墓地不足を改善するため、設立された霊園の運業者。

今回、同法人は、本シンジケートローンにより調達した資金を活用し、浜松市西部地区に霊園開設を計画。

商工中金と連携し、現地訪問や経営者ヒアリングを通じた事業性評価を実施。他施設との比較等、事業計画の妥当性を共同で検証するとともに計画のブラッシュアップをサポート。

I. 浜松いわた信用金庫における取組み

3. 連携事例 ～②共通の取引先に対する共同支援～



商工中金との事業再生・経営改善支援に関する取組み（一例）

経営支援担当部署が定期的な情報交換を行い、サポートが必要な先に対し、各種ソリューションを提供

No.	対応事例（業種）	具体的内容
1	経営改善支援・金融支援 （輸送用機器製造）	⇒ 過剰債務に加え、海外現地法人にも課題のある先 ⇒ 国内・海外の情報を共有し、 商工中金と共同でモニタリング ⇒ コロナ禍により財務安定化資金として資金需要が発生 ⇒ 商工中金と協調し、資本性借入金＋コロナ対応融資を実行
2	経営改善支援・金融支援 （旅客運送）	⇒ コロナ禍で売上も急減し、債務超過＋資金不足が発生 ⇒ 経営改善計画を策定し、事業計画、資金計画を共有 ⇒ 当金庫、商工中金、政策公庫の3者で協調融資を実行
3	事業再生支援 （食品製造小売）	⇒ 慢性赤字に加え、コロナ禍で債務超過転落＋資金不足が発生 ⇒ 静岡県中小企業活性化協議会を活用 ⇒ 商工中金を含め事業再生計画に同意、協力を依頼 ⇒ スポンサー企業への事業譲渡（雇用維持） ⇒ 主債務・保証債務一体型での債務整理（経営者保証GL適用）

Ⅱ. 信用金庫業界の考え

1. 中小企業・小規模事業者の足許の状況

- 本ページ以降の「信用金庫業界の考え」については、検討会開催のスケジュールの関係上、協会事務局としての考えを整理したものであり、業界の総意として機関決定したものではないことをお含みおきいただきたい。
- 2020年の新型コロナの感染拡大によって、宿泊業や観光業、飲食業を中心として経営の危機に直面し、官民金融機関は事業者の資金繰り破綻を防ぐべく支援に徹した。その後、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を契機とした国際的な原材料価格の上昇、急激な円安に伴う物価上昇により、中小企業・小規模事業者は厳しい状況にある。
- 信用金庫は、厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対して、引き続き資金繰り支援を行うとともに、外部の支援機関等とも連携して事業再構築、経営改善・事業再生等、さまざまな支援等を行っている。
- 一方で、GXやDXといった大きな社会構造の変化の流れは、中小企業・小規模事業者もすべからく対応が求められており、信用金庫では事業者に寄り添って支援を行っている。
- 今後一層、地域金融に関わる金融機関や支援機関等が連携して、このような難題に直面している中小企業・小規模事業者を全力で支援すべきと考える。

Ⅱ. 信用金庫業界の考え

2. 「商工中金の民間金融機関との連携・協業」に対する考え①

(1) これまでの状況

- 不正事案発覚以前は、肩代わり営業や低利攻勢を行うなど、政府系の立場でありながら民業を圧迫しているとの苦情が全国の信用金庫から寄せられており、業界としても当局に対して強く申し入れをしていた。
- しかしながら、前回の在り方検討会の中間取りまとめ、そして商工中金の改革プログラムによって、地域金融機関と連携・協調して、中小企業をともに支援していくといったスタンスに変化していったと感じられる。

(2) 業界としての認識・期待

- 信用金庫は、事業エリアが限定された中小の地域金融機関であるが、地域に密着した店舗網と情報を有している。全国ネットワークや高度な金融ノウハウを有する商工中金とは、相互に補完できる関係性であると考えます。
- 商工中金に対しては、引き続き以下のような分野での連携・協業を期待する。
 - ① シンジケートローン、事業承継やM&Aなど、高度なノウハウが必要となる事業者に対するソリューションの提供
 - ② 担保を有しないスタートアップ企業に対する事業性評価に関する情報連携・ノウハウの共有
 - ③ 協調融資や劣後ローンの導入などを通じたファイナンスの支援やリスクシェアー 等

Ⅱ. 信用金庫業界の考え

2. 「商工中金の民間金融機関との連携・協業」に対する考え②

(3) 懸念事項

① 民間金融機関との連携・協調関係の変化

- 現在の関係性は、コロナ禍やウクライナ情勢といった環境下で双方の利害が一致しやすい状況にあったという側面も含めて考えており、今後、政府保有の株式が処分された場合、現在の連携・協調関係が、以前の競合関係に戻ってしまうことを非常に危惧している。
- また、経営層が変わったら、時間とともに経営スタンスが変わってしまうのではないかと懸念している。

② 民間金融機関との金利競争

- とりわけ、以前のような低金利で民間金融機関の取引先に営業攻勢が行われることを懸念している。
- 商工中金のクレジットポリシーにおいて、「お客さまとのリレーションに基づかない金利面のみでの競争は行いません」とあるが、この文面からすると適用範囲（金利面のみでの競争を行わない範囲）がかなり狭いように感じられ、結局は低金利での営業が広く行われるのではないかと不安感がある。

③ 地域金融システムへの影響

- 信用金庫よりも大きな規模を持ち、全国ネットワークを有する商工中金が、経営スタンスを変更して、積極的な融資開拓等が行われた場合、地域金融システムへの影響・混乱は小さくないものとする。

Ⅱ. 信用金庫業界の考え

3. 本検討会への要望事項

(1) 連携・協業について

- 業界としては、商工中金と信用金庫の現在の連携・協業の関係性の維持、更なる深化を期待する。
- そのため、商工中金法に「民業圧迫回避規定」を存置するとともに、「連携・協業の規定」も新設し、その役割を明確化していただきたい（これらの規定は、同法第1条「目的」に明記することが望ましいと考える）。

(2) 危機対応業務について

- 大規模災害や経済危機等におけるセーフティネット機能として、商工中金が危機対応業務を担うことには賛成である。
- ただし、その取扱いについては、真の危機時に限定し、基本的には民間金融機関のプロパー融資や保証協会付融資に委ねる位置づけとしていただきたい。

(3) ガバナンス機能等について

- 仮に政府株式が処分された場合であっても、ガバナンス機能のほか、(1)・(2)の状況等をレビューするための第三者機関や委員会を設けていただきたい。

(4) 見直し時期について

- 前掲Ⅱ.1.のとおり、金融機関や支援機関等が一丸となって、中小企業・小規模事業者を最優先で支援していかなければならない時期にある。仮に、商工中金の民営化の方向性が決まったとしても、移行のタイミングは、中小企業・小規模事業者の経営環境を踏まえて慎重に検討すべきと考える。